

29 福保高介第1541号

平成29年12月21日

都内指定居宅介護支援事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課長

(公 印 省 略)

指定居宅介護支援事業者に係る指定権限等の区市町村への移行について【重要】

日頃より、東京都の介護保険行政の円滑な実施に御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、平成30年4月1日より区市町村による介護支援専門員の支援の充実を目的として、居宅介護支援事業者の指定権限が区市町村に移行されることになっております。

つきましては、各指定居宅介護支援事業者から平成30年4月1日以降に提出される変更届等は事業所所在地の区市町村へ御提出いただくこととなりますので御承知おきくださいようお願い申し上げます。

また、平成30年5月31日以降に指定有効期間満了を迎える事業者の指定更新についても所在地区市町村が更新に係る決定を行うこととなります。

各事業者が行う手続きのうち注意が必要な点について別紙「平成30年4月1日より指定居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村へ移行します」及び「指定居宅介護支援事業所の指定権限移行に係るQ & A」にまとめましたので、御確認下さいますようお願い申し上げます。

今回送付する資料につきましては、ホームページ「東京都介護サービス情報」にて掲載いたします。

(東京都介護サービス情報)

東京都福祉保健局ホームページ > 高齢者 > 介護保険 東京都介護サービス情報
> 指定後の届出・手続き・通知等 > 1居宅介護支援

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/
1_kyotakusien.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/1_kyotakusien.html)

【お問合せ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当

電話 03-5320-4593 (直通)